

令和5年度 森林環境譲与税の使途について

森林環境譲与税

森林環境譲与税は法令で使途が定められており、市町村は、（１）森林の整備に関する施策、（２）森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他の森林の整備の促進に関する施策に要する費用に充てることとなっています。森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条第3項に基づき、本市の森林環境譲与税の使途について公表します。

（歳入）

森林環境譲与税収入額	5,310	千円
------------	-------	----

（歳出） [充当事業] (単位：千円)

事業名		事業費	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国（県） 支出金	市債	その他		うち森林環境 譲与税充当額
積立金	森林環境基金	5,330	0	0	13	5,317	5,310
合計		5,330	0	0	13	5,317	5,310

（基金取り崩し） [充当事業] (単位：千円)

事業名		事業費	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国（県） 支出金	市債	森林環境 基金繰入金		
森林保全	里山森林保全支援事業	5,898	1,124	0	4,625	149	
合計		5,898	1,124	0	4,625	149	